

令和8年度償却資産(固定資産税)の申告の手引

法定提出期限 令和8年1月31日

宮若市 税務収納課

〈 目 次 〉

I 償却資産とは

1	資産の種類ごとの主な償却資産	1
2	申告する資産とは	1
3	業種別の主な償却資産	4
4	耐用年数の改正について	4

II 償却資産の申告について

1	申告していただく方	5
2	リース資産の申告について	5
3	提出していただく書類	5
4	企業の電算処理により申告をされる場合	6
5	提出期限	6
6	提出先	6
7	申告をしなかった場合・虚偽の申告をした場合	7
8	実地調査のお願い	7
9	国税資料等の閲覧について	7
10	非課税及び課税標準の特例について	7
11	建物附属設備・特定附帯設備の取扱いについて	8
12	法人税・所得税との比較	10

III 申告書類の作成方法

1	作成の単位	12
2	作成していただく書類	12
3	作成にあたっての注意点	12
4	取得価額と耐用年数	12
5	償却資産申告書の書き方	13

IV 償却資産の評価額の計算方法から納税まで

1	評価額の計算方法	16
2	価格の決定	17
3	税額の計算方法	17

I 償却資産とは

固定資産税の対象となる償却資産とは会社や個人の方が事業を営むために所有している土地及び家屋以外の有形の固定資産で、その減価償却額又は減価償却費が、法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるものをいいます。具体的には、構築物（建物附属設備を含みます。）、機械・装置、船舶、航空機、車両・運搬具、工具・器具・備品等の固定資産をいいます。

償却資産の所有者は、地方税法第 383 条の規定により、毎年1月31日までに1月1日（賦課期日）現在における償却資産の所有状況について、必要な事項をその所在地の市町村長に申告する義務があります。

1 資産の種類ごとの主な償却資産

償却資産を「資産の種類」ごとに例示しますと、次のようになります。

資産の種類		内 容
第1種	構 築 物 (建物附属設備を含む)	駐車場の舗装、屋上看板等の広告設備、門、塀、緑化施設等
		建物附属設備 1 建物の所有者が取り付けした建物附属設備のうち、受変電設備、中央監視制御装置、特定の生産又は業務用の設備など 2 テナントの方が賃借している家屋に施工した内装、造作、建築設備（これらを特定附帯設備といいます。）（詳しくは 8～10 ページ参照）
第2種	機械及び装置	工作機械・印刷機械などの各種産業用機械、駐車場機械装置等
第3種	船 舶	遊覧船、ボート、はしけ等
第4種	航 空 機	飛行機、ヘリコプター等
第5種	車両及び運搬具	大型特殊自動車に該当するブルドーザー、クレーン車、フォークリフト等（ナンバープレートの分類番号が「0」「00～09及び000～099」「9」「90～99及び900～999」となっています。農耕作業用自動車については、最高速度が毎時35km以上のもの）、台車等（自動車税・軽自動車税の対象になる乗用車、トラック等は除きます。）
第6種	工具・器具及び備品	事務机、事務いす、陳列ケース、テレビ、パソコン、プリンター、ルームエアコン、金庫、ゲーム機器、足場等

2 申告する資産とは

毎年1月1日現在事業に供することができる資産のうち、次の(1)(2)の要件を満たすものです。

- (1) 土地及び家屋以外の有形の固定資産で所得税法又は法人税法の所得の計算上、減価償却の対象となる資産（土地及び家屋の用語の意義は、地方税法第 341 条の規定によります。）

◎次のような資産も事業の用に供することができる状態であれば申告の対象となります。

ア 建設仮勘定で経理されている資産

イ 決算期以後1月1日までの間に取得された資産で、まだ固定資産勘定に計上されていない資産

ウ 簿外資産(会社の帳簿に記載されていない資産)

エ 減価償却資産(減価償却が終わった資産)

オ 遊休資産(稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産)

カ 未稼働資産(既に完成しているが、未だ稼働していない資産)

キ 借用資産(リース資産)で、契約の内容が割賦販売と同等である資産(リース資産は 5 ページ参照)

ク 取得価額が 30 万円未満の資産で、税務会計上租税特別措置法第 28 条の 2 又は第 67 条の 5 の適用により即時償却した資産

(2) 耐用年数が 1 年以上で、取得価額(1 個又は 1 組当り)が 10 万円(取得時期により 20 万円)以上の資産

	取得時期	取得価額	国税の取扱い	固定資産税(償却資産)取扱い
個人 の 場 合	平成 11 年 1 月 1 日以後に取得 の資産 (平成 11 年 1 月 1 日前に取得 の資産については、各市町償却 資産担当にお問合せください。)	10 万円未満	必要経費	申告対象外
		10 万円以上 20 万円未満	3 年間一括償却	申告対象外
			個別減価償却	申告対象
		20 万円以上	個別減価償却	申告対象
法人 の 場 合	平成 10 年 4 月 1 日以後に開始 された事業年度に取得の資産 (平成 10 年 4 月 1 日前に開始 された事業年度に取得の資産 については、各市町償却資産担 当にお問合せください。)	10 万円未満	損金算入	申告対象外
			3 年間一括償却	申告対象外
			個別減価償却	申告対象
		10 万円以上 20 万円未満	3 年間一括償却	申告対象外
			個別減価償却	申告対象
		20 万円以上	個別減価償却	申告対象

＊ 租税特別措置法の規定により、中小企業者等が取得価額 30 万円未満の減価償却資産の合計額 300 万までを損金算入した場合でも、固定資産税は申告の対象となります。

＊ 所有権移転ファイナンスリース取引の賃貸人が所有するリース資産で、取得価額が 20 万円未満のものは申告対象になりません。

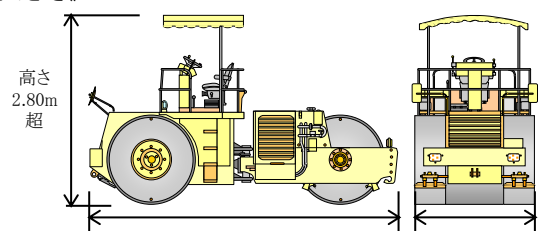
(3) 特に注意を要する申告の対象となる資産

大型特殊自動車

(0 及び 00～09、000～099、
9 及び 90～99、900～999 ナンバー)

※ 大型特殊自動車とは、キャタピラ
を有する自動車、ロードローラ、
タイヤローラ、ショベルローダ、
フォークリフト、ホイールクレーン、
ポールトレーラ並びに国土交通省の
指定する特殊な構造を有する自動車。(道路運送車両法施行規則別表第 1 参照)

《大きさ》



《速度》

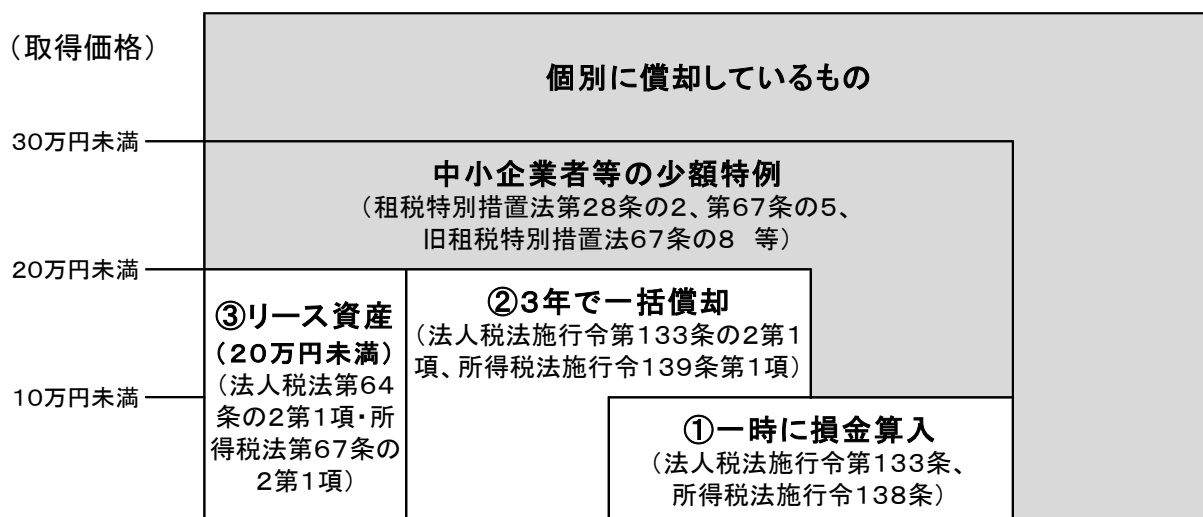
最高速度 15km/時 を超えるもの

(4) 少額資産等の取り扱いについて

償却資産において、地方税法の規定に基づき申告の対象から除外される「少額資産」は、①使用可能期間が1年未満であるものまたは取得価額 10 万円未満の資産のうち一時に損金算入したもの、②取得価額 20 万円未満の資産のうち3年間で一括償却したもの、③法人税法第 64 条の2第1項、所得税法第 67 条の2第1項に規定するリース資産で取得価額 20 万円未満のもののみです。

よって、租税特別措置法を適用して損金算入した資産は、償却資産の申告の対象となります。

また、取得価額 10 万円未満の資産であっても個別に減価償却しているものは、償却資産の申告の対象となります。

 課税の対象となる資産

 課税の対象とならない資産

※ 取得価額が10万円未満の資産であっても、一時に損金算入せず個別に償却しているものは固定資産の課税対象となります。

(5) リース資産の取り扱いについて

リース資産のうち、資産の所有権が移転しないリース(所有権移転外リース)については、原則として、その資産の所有者であるリース会社に申告義務があります。

リース会計基準の変更により、税務会計上は売買取引として取り扱われますが、償却資産(固定資産税)においては、従前のとおり申告義務はリース会社にあります。

ただし、上図③のとおり取得価額が 20 万円未満の場合は償却資産の申告対象から除かれます。

3 業種別の主な償却資産

償却資産を「業種」別に例示しますと、次のとおりです。()内の数字は、各資産の耐用年数です。

業種	主な償却資産の内容
共通	コピー機(5)、エアコン(6)、パーソナルコンピュータ(サーバー用のものを除く)(4)、パーソナルコンピュータ(サーバー用のもの)(5)、LAN 配線(10)、看板(10)、舗装路面(10 又は 15) 等
事務系	タイムレコーダー(5)、事務机(15)、椅子(15)、応接セット(8)、ロッカー(15)、キャビネット(15)、金庫(20) 等
喫茶・飲食店	看板(10)、食卓(5)、椅子(5)、厨房用品(5)、レジスター(5)、カラオケ(5)、冷蔵庫(6) 等
理・美容業	理・美容椅子(5)、消毒殺菌器(5)、タオル蒸器(5)、パーマ器(5)、レジスター(5)、サインポール(3)、湯沸かし器(6) 等
クリーニング業	洗濯機(13)、脱水機(13)、ドライ機(13)、プレス(13)、給排水設備(15)、レジスター(5) 等
小売店	冷蔵ストッカー(4)、陳列ケース(6又は8)、レジスター(5)、冷蔵庫(6)、自動販売機(5) 等
食肉鮮魚販売業	冷凍機(9)、肉切断機(9)、挽肉機(9)、冷蔵庫(6)、陳列ケース(6又は8)、電子秤(5)、レジスター(5) 等
自動車修理業	旋盤(15)、プレス(15)、圧縮機(15)、測定工具(5)、検査工具(5) 等
金属加工業	受・変電設備(15)、舗装路面(10 又は 15)、旋盤(10)、ボール盤(10)、フライス盤(10)、プレス(10)、圧縮機(10)、測定・検査工具(5) 等
開業医	レントゲン機器(6)、調剤機器(6)、ファイバースコープ(6)、消毒殺菌用機器(4)、手術機器(5)、歯科診療ユニット(7) 等
不動産貸付業	立体駐車場のターンテーブル及び機器部分(10)、金属造の塀(10)、コンクリート造の塀(15) 等

4 耐用年数の改正について

平成 20 年度税制改正において、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)の改正が行われ、耐用年数が大幅に変更されました。特に、機械及び装置につきましては 390 区分を 55 区分に見直す全面改正が行われました。

この省令改正後の耐用年数は、平成 21 年度課税分より適用されます。評価額の計算は、資産の取得時に遡って改正後の耐用年数を用いるのではなく、平成 20 年度までは改正前の耐用年数に応じた減価率、平成 21 年度からは改正後の耐用年数に応じた減価率で算出します。

Ⅱ 償却資産の申告について

1 申告していただく方

工場や商店を営んでいたり、駐車場やアパートを貸し付けていたりするなど、事業を行っている方で、1月1日現在に償却資産(詳しくは、1、2ページを参照してください。)を所有している方です。地方税法第383条の規定により、毎年1月1日(賦課期日)現在の所有状況を申告していただくことになっています。

- 所有権留保付売買資産については、原則として買主の方が申告してください。
- 共有資産は、代表者を決めて申告してください。

2 リース資産の申告について

ファイナンスリース取引のうち、所有権移転外ファイナンスリースについて、国税においては、平成20年4月1日以降に締結したものは、原則として売買に準じた方法により借主が減価償却を行うものとされましたが、固定資産税(償却資産)においては、従来どおりリース会社等の資産の貸主(所有者)が、当該資産を申告する必要があります。

なお、平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で、当該リース資産の所有者が当該リース資産を取得した際における、取得価額が20万円未満の資産は、償却資産の申告対象から除かれます。

3 提出していただく書類

(1) 必ず提出していただくもの

① 「償却資産申告書」 ② 「種類別明細書」

- ◎前年中に資産の増加及び減少がない場合でも、「種類別明細書」は必ず提出してください。
- ◎申告業務を税理士に委嘱されている方は、「税務代理権限証書」を必ず提出してください。

(2) 次に該当する資産がある場合に提出していただくもの

課税標準の特例がある資産を取得された場合・・・特例届出書、事実を証明する書類
非課税資産を取得された場合・・・・・・・・・・非課税適用届出書、事実を証明する書類
短縮耐用年数を適用された場合・・・・・・・・・・国税局長の承認通知書(写)
増加償却をされた場合・・・・・・・・・・税務署長への届出書(写)
減免該当資産を所有された場合・・・・・・・・・・減免申請書、事実を証明する書類

◎これらの書類を提出される場合は、申告書の「18 備考」欄に添付書類の名称を記載してください。

(3) 番号法に定める本人確認の実施

平成28年1月1日以後に提出する償却資産の様式にマイナンバー(個人番号)・法人番号の記載欄が追加されました。これにより、個人番号を記載した申告書を提出していただく際、番号法に定める本人確認(番号確認、身元確認及び代理権確認)を実施させていただきます。申告の際は、以下の本人確認資料をお持ちください。また、郵送の場合は本人確認資料の写しを添付しご提出ください。

なお、法人番号を記載した申告書を提出していただく場合やeLTAX(電子申告)による申告の場合には、本人確認資料の提示・添付は不要です。

ア 本人が申告書を提出する場合

番 号 確 認 資 料	「個人番号カード」「通知カード」「住民票の写し(個人番号付き)」
身 元 確 認 資 料	「個人番号カード」「運転免許証」「パスポート」等

※ 本人が申告書を提出する場合、個人番号カードは番号確認及び身元確認の両方の確認資料となります。

イ 代理人が申告書を提出する場合

本人の番号確認資料	「本人の個人番号カード」「本人の通知カード」 「本人の住民票の写し(個人番号付き)」等
代理人の身元確認資料	「代理人の個人番号カード」「代理人の運転免許証」「代理人のパスポート」 「代理人の税理士票」「登記事項証明書及び社員証」(代理人が法人の場合)等
代 理 権 確 認 資 料	「委任状」「税務代理権限証書」等

4 企業の電算処理により申告をされる場合

電算処理により申告される方は、毎年度、全資産申告の形式が必要です。

償却資産申告書及び種類別明細書は、記入例(13～15 ページ)を参考に次のとおり書類を作成し、各市町償却資産担当に提出してください。

償却資産申告書	1 独自の申告書を使用する場合は、所有者コードを確認させていただくため、必ず各市町の申告書を添付してください。 2 資産件数を備考欄に記入してください(資産種類別に明細書の一行を一件として集計)。 3 評価額(ホ)の欄を必ず記入してください。
種類別明細書 (増加資産・全資産用)	1 次の項目は必ず記載してください。 ・資産の種類 ・資産の名称 ・数量 ・取得年月 ・取得価額 ・減価残存率 ・耐用年数(改正耐用年数も含む)・評価額 ・特例率(該当有の場合)・増加事由(1～4) 2 評価額は 16、17 ページを参照のうえ算出してください。 3 税制改正により耐用年数を変更された資産がある場合は、改正前及び改正後の耐用年数をそれぞれ記載してください。 4 減少した資産のリストを種類別明細書に添付してください。 5 増加資産や減少資産がある場合は、増減事由を摘要欄等に記入してください。

5 提出期限

令和 8 年 2 月 2 日(月) です。

◎期限間近になりますと窓口が混雑しますので、1 月 16 日(金)までの提出又は郵送による提出にご協力をお願いします。

6 提出先 (償却資産が所在する市町へ提出ください)

〒823-0011
福岡県宮若市宮田 29 番地 1
宮若市役所本庁 税務収納課 資産税係(償却資産担当)
TEL 0949-32-0513

◎申告書の控えを返送ご希望の方

申告書の控え(受付印を押印したもの)の返送が必要な場合は、切手を貼付した返信用封筒を同封してください。切手を貼付した返信用封筒がない場合は、返送することができませんので、あらかじめご了承ください。

◎便利な電子申告（エルタックス）をご利用ください。

■利用届出(新規)を提出後、直ちに電子申告を利用することが出来ます。

■PCdeskで固定資産税(償却資産)申告データのCSV取り込みによる作成が可能です。

ホームページ: <https://www.eltax.lta.go.jp/> 電話: 0570-081459 全国一律市内通話料金

上記の番号で繋がらない場合: 03-5521-0019 通常電話料金

7 申告をしなかった場合・虚偽の申告をした場合

正当な理由がなく申告されなかった場合には、地方税法第 386 条の規定により、10 万円以下の過料を科されることがあるほか、地方税法第 368 条の規定により不足額に加えて、延滞金を徴収する場合があります。また、虚偽の申告をされた場合には、地方税法第 385 条の規定により、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金を科されることがあります。

8 実地調査のお願い

申告書受理後、償却資産の申告内容が適正であることを確認するために、地方税法第 353 条及び第 408 条の規定により、実地調査を行うことがありますので、その際は、ご協力お願いいたします。なお、検査拒否にあたる場合には、地方税法第 354 条の規定により、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金を科されることがあります。

また、実地調査等に伴い、申告内容の修正をお願いすることがあります。その場合の修正年度は現年度だけでなく 5 年度分まで遡及して修正することもありますので、ご了承ください。過年度分について追加課税となった場合は、通常納期と異なり、納期は 1 回となります。そのほか調査の結果により、家屋の評価を変更する場合があります。

9 国税資料等の閲覧について

地方税法第 354 条の 2 の規定により、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行っています。閲覧した書類の内容と、市への申告内容に差異が見受けられた場合は、実地調査を含め個別に確認させていただきますのでご協力をお願いいたします。なお、調査の結果により賦課決定を行う場合もありますのであらかじめご了承ください。

10 非課税及び課税標準の特例について

(1) 非課税となる資産

地方税法第 348 条及び同法附則第 14 条に規定する一定の要件を備える償却資産については、固定資産税が課税されません。

(2) 地方税法第 349 条、地方税法附則第 15 条、第 64 条で規定する一定の要件に該当するものは、課税標準の特例が適用され固定資産税が軽減されます。)

※ご不明な点は市償却資産担当までお問い合わせください。

(1) 自己所有家屋に取り付けた建物附属設備

ア 建物附属設備の家屋と償却資産の区分(次ページの一覧表をご参照ください。)

自己所有家屋に取り付けた建物附属設備は、固定資産税の取扱い上、次により家屋と償却資産とに区分して課税されます。

償却資産とするもの……単に移動を防止する程度に家屋に取り付けられたもの、又は独立した機器としての性格の強いもの

家屋とするもの………家屋の所有者が所有し、家屋と構造上一体となって家屋の効用を高める電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備、消火設備、空調設備など

イ 特定の生産又は業務用の設備の取扱い

特定の生産活動を行うために必要な動力源、熱源、水処理、汚水処理、冷却、照明用として用いられるボイラー、動力配線・配管、コンセント、ガス配管、給排水配管、給排気設備、エアー配管、油配管照明設備等及びその附属設備は、償却資産となります。例えば、工場内で製造用機械を動かすための動力配線設備、ガスバーナー用のガス配管、工業用水道配管や汚水配管、精密機械工場内の空調設備や集塵設備、熱処理ボイラー設備、コンピューター室(人が作業をすることが想定されない部屋)に設置されている大型コンピューターを冷却するための専用空調設備が該当します。

ただし、事務室の照明用電気配線や生活用の上下水道配管、冷暖房用空調配管、ガス配管等は家屋評価の対象となります。

(2) 賃借人等の方が取り付けた内装、造作、建築設備等の資産(特定附帯設備)

賃貸ビルなどを借り受けて事業をされている方(テナントの方)が自らの事業を営むために取り付けた電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備等や外壁、内壁、天井、床などの仕上げ及び建具、配線・配管等のことを特定附帯設備といいます。

特定附帯設備は、テナントの方に償却資産として固定資産税が課税されます。

(地方税法第343条第10項、直方市税条例第54条第8項、宮若市賦課徴収税条例第54条第8項、鞍手町税条例第54条第7項、小竹町町税条例第54条第8項)

(3) 家屋と償却資産の区分表

主な設備等を例示しますと、次のとおりです。

※下の表は、主な設備等の例示です。

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係			
			同じ場合		異なる場合	
			家 屋	償却資産	家 屋	償却資産
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○			◎
電気設備	受変電設備	設備一式		◎		◎
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		◎		◎
	中央監視設備	設備一式		◎		◎
	電灯コンセント設備	屋外設備一式		◎		◎
	照明器具設備	屋内設備一式	○			◎
	電力引込設備	引込設備		◎		◎
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	電話設備	電話機、交換機等の機器		◎		◎
		配管・配線、端子盤等	○			◎
	LAN設備	設備一式		◎		◎
	放送・拡声設備	マイク・スピーカー、アンプ等の機器		◎		◎
		配管・配線等	○			◎
	インターホン設備	集合玄関機等＊		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	監視カメラ(I TV)設備	受像機(テレビ)、カメラ		◎		◎
		配管・配線等	○			◎
	避雷設備	設備一式	○			◎
	火災報知設備	設備一式	○			◎
	盗難非常通報装置	設備一式	○			◎
	自動車管制装置	屋外設備一式		◎		◎
		屋内設備一式	○			◎
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込設備、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○			◎
	給湯設備	局所式給湯設備(電気温水器・湯沸器用)		◎		◎
		局所式給湯設備(ユニットバス用、床暖房用等)	○			◎
		中央式給湯設備				
	ガス設備	屋外設備、引込設備、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		屋内の配管等	○			◎
	衛生設備	設備一式(洗面器、大小便器等)	○			◎
防災設備	消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスポンベ等		◎		◎

(前頁の続き)

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係			
			同じ場合		異なる場合	
			家 屋	償却資産	家 屋	償却資産
空調設備	空調設備	ルームエアコン(壁掛型)、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	換気設備	特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
その他の設備等	運搬設備	工場用ベルトコンベア		◎		◎
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機等	○			◎
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備(飲食店・ホテル・百貨店等)、寮・病院・社員食堂等の厨房設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
		洗濯設備、冷蔵・冷凍倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切(衝立)、機械式駐車場設備(ターンテーブルを含む)、駐輪設備、ゴミ処理設備、メールボックス、カーテン・ブラインド等		◎		◎
外構工事	外構工事	工事一式(門・塀・緑化施設等)		◎		◎

＊平成27年1月1日以降に取得した集合玄関等は、家屋と集合玄関等の所有者が同じ場合、家屋対象となります。

表中「家屋に含めるもの」であっても、本来家屋と一体になって家屋の効用を高めるための設備ではなく、生産用又は特定の事業用設備(例:水を大量に使用する化学工場の給排水設備)等は、家屋に含めず、償却資産として申告の対象となります。また、「家屋に含めないもの」は固定資産税(償却資産)の課税対象となるものの一部を記載しています。

12 法人税・所得税との比較

固定資産税(償却資産)と国税では取り扱いが異なる点がありますので、ご注意ください。

項 目	固定資産税の取扱い(償却資産)	国税の取扱い(法人税・所得税)
償 却 計 算 の 期 間	暦年(賦課期日制度)	事 業 年 度
減 価 償 却 の 方 法	一般の資産は定率法を適用(固定資産評価基準に定められた減価率を用いる) ※法人税法等の旧定率法で用いる減価率と同様	○定額法、定率法の選択制 ○定率法を選択した場合 ・平成19年4月1日以降に取得された資産は「定率法(250%定率法)」を適用 ・平成19年3月31日以前に取得された資産は「旧定率法」を適用

項 目	固定資産税の取扱い(償却資産)	国税の取扱い(法人税・所得税)
前年中の新規取得資産	半 年 償 却 (1 / 2)	月 割 償 却
圧 縮 記 帳 の 制 度	認められません。(注1)	認められます。
特 別 償 却・割 増 償 却	認められません。	認められます。(租税特別措置法)
増 加 償 却	認められます。	認められます。(法人税・所得税法)
評 価 額 の 最 低 限 度	取得価額の 100 分の5	備忘価額(1円)
改 良 費 (資 本 的 支 出)	区分評価 (改良を加えられた資産と改良費を 区分して評価)(注2)	原則区分評価
少額の減価償却資産 (使用可能期間が1年未満か取得価額が 10 万円未満の資産)	一部の損金又は必要な経費算入したものは課税対象外(注3)	損金算入が可能 (法人税法施行令第 133 条又は 所得税法施行令第 138 条)
一 括 償 却 資 産 (取得価額が 20 万円未満の減価償却資産)	3 年間で損金又は必要な経費に算入したものは課税対象外(注4)	3 年間で損金算入が可能 (法人税法施行令第 133 条の2又は 所得税法施行令第 139 条)
即時償却資産 (中小企業者等の方が租税特別措置法を適用して取得された 10 万円以上 30 万円未満の減価償却資産)	課税対象になります。(注5)	損金算入が可能 (租税特別措置法第 28 条の2又は 同法第 67 条の5)

(注1) 圧縮記帳の制度は認められていませんので、国庫補助金等で取得した資産で取得価額の圧縮を行ったものについては、**圧縮前の取得価額**として下さい。

(注2) 平成 19 年度税制改正により、国税における改良費の取扱いが変わりました。詳しくは税務署へお問合せください。なお、固定資産税(償却資産)における取扱いには変更はありません。

(注3) 法人の方は本来の耐用年数を用いて毎年減価償却することもできますが、この場合は固定資産税(償却資産)の課税対象となりますので、耐用年数省令に応じた耐用年数を記入のうえご申告ください。

(注4) 法人又は個人の方は本来の耐用年数を用いて毎年減価償却することもできますが、この場合は固定資産税(償却資産)の課税対象となりますので、耐用年数省令に応じた耐用年数を記入のうえご申告ください。

(注5) 中小企業者に該当する法人又は個人の青色申告者の方等が、平成 15 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に 30 万円未満の減価償却資産を取得された場合、その全額を損金又は必要な経費に算入することができます(平成 18 年 4 月 1 日以降は上限 300 万円まで)。また、取得価額が 10 万円未満で中小企業特例を適用できるのは、平成 15 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までに取得した資産となります。

ただし、固定資産税(償却資産)上は、この規定により損金又は必要な経費に算入された減価償却資産については課税対象となりますので、耐用年数省令に応じた耐用年数を記入のうえご申告ください。

Ⅲ 申告書類の作成方法

1 作成の単位

資産の所在する市・町ごとに「償却資産申告書」、「種類別明細書」を作成してください。

○同一市内・同一町内に2か所以上の事業所がある場合は、主たる事業所でまとめて記載してください。

○以下は紙による申告書類の記載方法です。

2 作成していただく書類

「償却資産申告書」及び「種類別明細書」を次の注意事項にしたがって作成してください。

書 類 名	注 意 事 項
償却資産申告書	「6 この申告に応答する者の係及び氏名(電話)」は必ずご記入ください。 税理士等に依頼された場合は、「7 税理士等の氏名(電話)」もご記入ください。 資産に増減がない場合は、申告書の「18 備考」の欄にご記入ください。
種類別明細書	1 資産内容が印字されていない場合(記載例 2) 毎年1月1日現在に所有しているすべての資産を記入してください。 2 資産内容が印字されている場合(記載例 1、2 及び 3) 前年までに申告されている資産が、すべて印字されています。 前年中に増減があった資産を資産明細書・減少資産明細書にご記入いただき申告してください。

3 作成にあたっての注意点

申告していただいた書類は、そのまま電算入力しますので、次の事項にご留意ください。

(1) 償却資産申告書・種類別明細書(全資産明細)は必ずご提出ください。また、資産の増減が分かる、増加資産明細書・減少資産明細書の提出にご協力ください。

(2) ボールペンで丁寧に記入してください。

4 取得価額と耐用年数

(1) 取 得 価 額

取得価額とは、償却資産を取得するために支出した金額をいい、引取運賃、荷役費、運送保険料、関税、その他その償却資産を事業の用に供するために直接要した費用を含みます。

取得価額の算出方法は、法人税又は所得税の取扱いと同じです。ただし、圧縮記帳の制度は認められていませんので、国庫補助金等の圧縮額がある場合は、その金額を加えた額を記入してください。

取得価額が30万円までの資産については、法人税法及び所得税法において特別の償却方法が認められていますが、その場合の償却資産の取扱いについては、2～3 ページの一覧表にてご確認ください。

(2) 耐 用 年 数

耐用年数は法人税又は所得税の申告で用いるものと同じ耐用年数を記入してください。

耐用年数には次の3種類があります。

① 法定耐用年数……減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表をご覧ください。

◎通常は、この耐用年数により申告してください。

② 中古見積耐用年数……耐用年数省令第3条の規定により見積もった耐用年数。

③ 短縮耐用年数……法人税法又は所得税法の規定により耐用年数の短縮について国税局長の承認を受けたときのその耐用年数をいいます。なお、この場合は国税局長の承認通知書の写を申告書に添付して提出してください。

5 償却資産申告書の書き方

記載例 1

受付印		令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日 ○○市(町)長 殿		償却資産申告書 ③		* 所有者コード		
所有者	1 住所 (ふりがな) 又は納税通知書送付先	① ○○市○町○丁目○番○号 (電話 ○○○-○○○○-○○○○)		3 個人番号又は法人番号	1234567890123		8 短縮耐用年数の承認	有・無
	2 氏名 (ふりがな) 法人にあってはその名称及び代表者の氏名	② ○○株式会社 代表取締役 ○○ ○○ (屋号)		4 事業種目 (資本金等の額)	○○業 (10,000,000 円)		9 増加償却の届出	有・無
				5 事業開始年月	平成 ○○ 年 ○ 月		10 非課税該当資産	有・無
				6 この申告に 応答する者 の係及び 氏名	④ ○○課○○係 ○○ △△ (電話 ○○○-○○○○-△△△△)		11 課税標準の特例	有・無
				7 税理士等の 氏名	⑤ △△税理士事務所 税理士△△ △△ (電話 ○○○-△△△△-△△△△)		12 特別償却又は圧縮記帳	有・無
							13 税務会計上の償却方法	定率法 定額法
							14 青色申告	有・無
資産の種類				取得価額				15 市(区)町村内 における事業所 等資産の所在地
				前年前に取得したもの(イ)	前年中に減少したもの(ロ)	前年中に取得したもの(ハ)	計(イ+ロ+ハ)(ニ)	⑩ ○○市○町○丁目○番○号
1	構築物	⑥ 4650000	⑦	⑧ 300000	⑨ 4950000			
2	機械及び装置	10000000		6830000	16830000			
3	船舶							
4	航空機							
5	車両及び運搬具							
6	工具、器具及び備品	2734000	571500	860000	3022500			
7	合計	17384000	571500	7990000	24802500			
資産の種類				評価額(ホ)	決定価格(ヘ)	課税標準額(ト)	16 借用資産 (有・無)	
1 構築物							⑪ 株式会社○○リース	
2 機械及び装置							貸主の名称等	
3 船舶							17 事業所用家屋の所有区分	
4 航空機							自己所有 借家	
5 車両及び運搬具							18 備考(添付書類等)	
6 工具、器具及び備品							⑫ 前年度から資産の増減が無い場合は 「資産の増減なし」と記載してください	
7 合計								

償却資産申告書（償却資産課税台帳）の書き方

- ① 住 所 住所(又は納税通知書送達先)及び電話番号を記載してください。
- ② 氏 名 氏名を記載し、ふりがなを付してください。また、個人の場合は屋号、法人の場合は通常呼称される本店・営業所名を記載してください。押印の必要はありません。
- ③ 個人番号又は法人番号 マイナンバー(個人番号・法人番号)を記載してください。
- ④ この申告に
応答する者の係及び氏名 この申告について、直接応答できる者の係及び氏名、電話番号を記載してください。
- ⑤ 税理士等の氏名 関与税理士の氏名、電話番号を記載してください。
- ⑥ 前年前に取得したもの(イ) 前年までに申告された資産の合計です。
今年、初めて申告される方は、“0”になります。
- ⑦ 前年中に減少したもの(ロ) 前年中に減少(売却・減失・移動)したものの取得価格を記載してください。
今年、初めて申告される方は、記載しないでください。
- ⑧ 前年中に取得したもの(ハ) 前年中に増加(新品取得・中古品取得・移動による受け入れ)したものと及び前年前に申告漏れになっていたものの取得価格を記載してください。
- ⑨ 計(イ)+(ロ)+(ハ) 毎年1月1日現在の全資産の取得価格を記載してください。
- ⑩ 市(区)町村内における事業所等資産の所在地 市内及び町内の資産の所在地を記載してください。
- ⑪ 借用資産 借用資産の有無について該当するものを“○”で囲んでください。
借用資産がある場合は、貸主の氏名を記載してください。
- ⑫ 備 考 償却資産の増減について記載してください。また、過年度の申告漏れ等がある場合はその旨記載してください。

記載例2

令和 ○ 年度		種類別明細書（増加資産・全資産用）										所有者名				1 枚の内	
所有者コード												〇〇株式会社				1 枚目	
①	②	③	④	⑤	⑥	〇〇株式会社				⑦ ⑧							
行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月 (年 月 日)	取得価額 (十億 百万 千 円)	耐用 年数	減価 残存率	備 備	課税標準の特例 率	課税標準額 率	課税標準額 率	増加事由	摘要			
01	1		コンクリートブロック塀	1	4 21 5	650 000	15	0.					1・2 3・4				
02	1		受変電設備	1	4 21 7	3 000 000	15	0.					1・2 3・4				
03	1		アスファルト舗装	1	5 2 6	1 000 000	10	0.					1・2 3・4				
04	1		フェンス	1	5 6 6	300 000	10	0.					① 2 3・4				
05	2		〇〇平面研削盤	1	4 21 7	3 000 000	10	0.					1・2 3・4				
06	2		〇〇成形研削盤	1	5 5 10	3 500 000	10	0.					1・2 3・4				
07	2		太陽光発電設備	1	5 6 10	3 500 000	17	0.					① 2 3・4	申告漏れ			
08	2		ワイヤー放電加工機	1	5 6 10	6 830 000	8	0.					① 2 3・4	中古			
09	6		複写機	1	4 21 11	650 000	7	0.					1・2 3・4				
10	6		ルームエアコン	1	4 21 7	250 000	6	0.					1・2 3・4				
11	6		事務机、椅子（金属製）	5	4 26 8	332 500	15	0.					1・2 3・4				
12	6		応接セット	1	4 28 8	300 000	8	0.					1・2 3・4				
13	6		パソコン（即時償却）	3	5 3 8	630 000	4	0.					1・2 3・4				
14	6		電気冷蔵庫	1	5 6 9	360 000	6	0.					① 2 3・4				
15	6		サーバー	1	5 6 10	500 000	5	0.					① 2 3・4				
16								0.					1・2 3・4				
17													1・2 3・4				
18													1・2 3・4				
19								0.					1・2 3・4				
20								0.					1・2 3・4				
小計					⑨	24 802 500											

※「増加事由」の欄は、1 新品取得、2 中古取得、3 移動による受入れ、4 その他 のいずれかに○印をつけてください。

種類別明細書（増加資産・全資産用）の書き方

前年1月2日から本年1月1日までに、新たに取得した資産及び前年前に申告漏れになっていた資産を記載してください。（例：令和8年度申告対象 令和7年1月2日～令和8年1月1日）
ただし、初めて申告される方は、本年1月1日現在所有している資産を全部記載してください。

- ① 資産の種類 資産の種類は、1種から6種までを記載してください。
(1 ページを参照してください。)
- ② 資産の名称等 資産の名称は、漢字、ひらがな、カタカナ、アルファベット、数字を使用して 30 字以内で記載してください。(濁点、半濁点も1字に数えます。)
- ③ 数 量 資産の数量を記載してください。
- ④ 取 得 年 月 資産を取得した年月を記載してください。年号は次の数字で記載してください。
“昭和”⇒“3”、“平成”⇒“4”、“令和”⇒“5”
- ⑤ 取 得 価 額 資産を取得した価額を記載してください。なお、消費税は、会計処理として税込経理処理方式を採用している場合には、それを含めた金額で記載してください。
- ⑥ 耐 用 年 数 「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に掲げる耐用年数を記載してください。
※ ただし、申告漏れや移動受け入れによって今回初めて申告される資産がある場合は、従前の耐用年数と改正後の耐用年数が分かるように、“改正前耐用年数”→“改正後耐用年数”の形式で記載してください。
- ⑦ 増 加 事 由 該当する事由の番号を“○”で囲んでください。
1:新品取得、2:中古品取得、3:移動により受け入れ、4:その他
- ⑧ 摘 要 課税標準の特例が適用される資産、非課税資産についてはその適用条項を記載してください。
- ⑨ 小 計 ページごとに増加した取得価額の合計を記載してください。

記載例 3

令和 ○ 年度		種類別明細書（減少資産用）														
所有者コード		所有者名										1 枚の内				
		〇〇株式会社										1 枚目				
行番号	資産の種類	抹消コード	資産の名称等	数量	① 取得年月			② 取得価額			耐用年数	申告年度	③ 減少の事由および区分			④ 摘要
					年	月	日	千	百	円			1 売却	2 滅失	3 移動	
01	6		パソコン（即時償却）	1	4	25	11			210	000	4		1 2 3 4	1 2	5台のうち1台を滅失
02	6		パソコン（即時償却）	1	4	25	11			210	000	4		1 2 3 4	1 2	5台のうち1台を支店（〇〇市）へ移動
03	6		ファックス	1	4	25	11			151	500	5		1 2 3 4	1 2	
04														1 2 3 4	1 2	
05														1 2 3 4	1 2	
06														1 2 3 4	1 2	
07														1 2 3 4	1 2	
08														1 2 3 4	1 2	
09														1 2 3 4	1 2	
10														1 2 3 4	1 2	
11														1 2 3 4	1 2	
12														1 2 3 4	1 2	
13														1 2 3 4	1 2	
14														1 2 3 4	1 2	
15														1 2 3 4	1 2	
16														1 2 3 4	1 2	
17														1 2 3 4	1 2	
18														1 2 3 4	1 2	
19														1 2 3 4	1 2	
20														1 2 3 4	1 2	
				小計						571	500					

種類別明細書（減少資産用）の書き方

前年 1 月 2 日から本年 1 月 1 日までに、売却、滅失、他市町村への移動等で減少した資産について申告してください。（例：令和 8 年度申告対象 令和 7 年 1 月 2 日～令和 8 年 1 月 1 日）

- ① 数 量

減少する数量を右詰めで記載してください。
- ② 取 得 価 額

資産が一部減少した場合に、その減少した価額を記載してください。
- ③ 減 少 の 事 由
及 び 区 分

該当する事由、区分の番号を“○”で囲んでください。
事由(1売却 2滅失 3移動 4その他)
区分(1全部 2一部)
- ④ 摘 要

移動先の市町村名等を記載してください。また、売却した場合は、売却先等を記載してください。
- ⑤ 小 計

ページごとに減少した取得価額の合計を記載してください。

IV 償却資産の評価額の計算方法から納税まで

1 評価額の計算方法

申告していただいた資産を1件ずつ資産の取得時期、取得価額及び耐用年数を基本にして計算し評価額を算出します。

ア 前年中に取得のもの

取得価額×前年中取得のものの減価残存率＝評価額

イ 前年前に取得のもの

前年度評価額×前年前取得のものの減価残存率＝評価額

以後、毎年この方法により計算し評価額が取得価額の5%になるまで償却します。評価額が取得価額の5%未満になる場合は、5%でとどめます。

(これは固定資産税に係る残存率表です。)

[減価残存率表]

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中 取 得	前年前 取 得			前年中 取 得	前年前 取 得
	r	1-r/2	1-r		r	1-r/2	1-r
-				26	0.085	0.957	0.915
2	0.684	0.658	0.316	27	0.082	0.959	0.918
3	0.536	0.732	0.464	28	0.079	0.960	0.921
4	0.438	0.781	0.562	29	0.076	0.962	0.924
5	0.369	0.815	0.631	30	0.074	0.963	0.926
6	0.319	0.840	0.681	31	0.072	0.964	0.928
7	0.280	0.860	0.720	32	0.069	0.965	0.931
8	0.250	0.875	0.750	33	0.067	0.966	0.933
9	0.226	0.887	0.774	34	0.066	0.967	0.934
10	0.206	0.897	0.794	35	0.064	0.968	0.936
11	0.189	0.905	0.811	36	0.062	0.969	0.938
12	0.175	0.912	0.825	37	0.060	0.970	0.940
13	0.162	0.919	0.838	38	0.059	0.970	0.941
14	0.152	0.924	0.848	39	0.057	0.971	0.943
15	0.142	0.929	0.858	40	0.056	0.972	0.944
16	0.134	0.933	0.866	41	0.055	0.972	0.945
17	0.127	0.936	0.873	42	0.053	0.973	0.947
18	0.120	0.940	0.880	43	0.052	0.974	0.948
19	0.114	0.943	0.886	44	0.051	0.974	0.949
20	0.109	0.945	0.891	45	0.050	0.975	0.950
21	0.104	0.948	0.896	46	0.049	0.975	0.951
22	0.099	0.950	0.901	47	0.048	0.976	0.952
23	0.095	0.952	0.905	48	0.047	0.976	0.953
24	0.092	0.954	0.908	49	0.046	0.977	0.954
25	0.088	0.956	0.912	50	0.045	0.977	0.955

※ r とは、当該償却資産の耐用年数に応ずる減価率です。

[例えば] 取得価額 250,000 円、取得時期令和 2 年 2 月、耐用年数 4 年のパソコンの場合
耐用年数 4 年の減価率 $r=0.438$ なので、
令和 3 年度(前年中の取得のもの)減価残存率は、 $1-0.438 \times 1/2=0.781$ となります。
令和 4 年以降(前年前の取得のもの)減価残存率は、 $1-0.438=0.562$ となります。
これをもとに、評価額を計算していくと、

令和 3 年度評価額 $= 250,000 \text{ 円} \times 0.781 = 195,250 \text{ 円}$
令和 4 年度評価額 $= 195,250 \text{ 円} \times 0.562 = 109,730 \text{ 円}$
令和 5 年度評価額 $= 109,730 \text{ 円} \times 0.562 = 61,668 \text{ 円}$
令和 6 年度評価額 $= 61,668 \text{ 円} \times 0.562 = 34,657 \text{ 円}$
令和 7 年度評価額 $= 34,657 \text{ 円} \times 0.562 = 19,477 \text{ 円}$
令和 8 年度評価額 $= 19,477 \text{ 円} \times 0.562 = 10,946 \text{ 円} < 12,500 \text{ 円} (= 250,000 \times 5\%)$

※ 令和 8 年で算出額が取得価額の 5% (12,500 円) より小さくなりますので、以降 12,500 円で評価されます。

2 価格の決定

取得価額を基礎として、取得後の経過年数に応ずる価値の減少(減価)を考慮して評価し、3 月 31 日までに市(町)長が価格(評価額)を決定します。

なお、償却資産の価格等を決定しますと、償却資産課税台帳に登録し、その旨を公示します。

この価格に不服のある方は、公示の日から納税通知書の交付を受け取った日後 3 か月までの間に、固定資産評価審査委員会に対し、書面により審査の申出を行うことができます。審査の申出は、原則として基準年度に限られます。

3 税額の計算方法

税 (100 円 未 満 切 り 捨 て)	額	=	課 税 標 準 額 ※ (1, 000 円 未 満 切 り 捨 て)	×	税 率 (1 . 4 %)
--------------------------	---	---	---------------------------------------	---	-----------------

※ 課税標準額とは一つの市の市域内もしくは一つの町の町域内に所在する資産の価格の合計です。
(1, 000 円未満切り捨て)

免 税 点

合計の課税標準額が 150 万円未満の場合は課税されません。

[例えば]

A 市と B 町に資産をお持ちの C 社の場合

A 市所在の資産の合計の課税標準額が 1,457,000 円→課税されません。

B 町所在の資産の合計の課税標準額が 1,689,000 円→課税されます。